

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは1964年の東京オリンピックの後のこと。来年の東京オリンピックが楽しみです。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

10月以降の請求書等の発行と区分経理をおさらい



## - 区分記載請求書等保存方式 -

令和元年10月1日より、消費税率が複数税率となると同時に、区分記載請求書等保存方式が始まりました。この区分記載請求書等保存方式下での請求書等の発行と区分経理を、改めて確認しましょう。

### 1. 帳簿及び請求書等の保存要件の改正

令和元年10月1日より、消費税の納税額は、標準税率(10%)と軽減税率(8%)の税率ごとに計算することとなりました。この計算に対応できるよう、これまでの仕入税額控除の要件であった帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、次の期間に応じて改正されています。

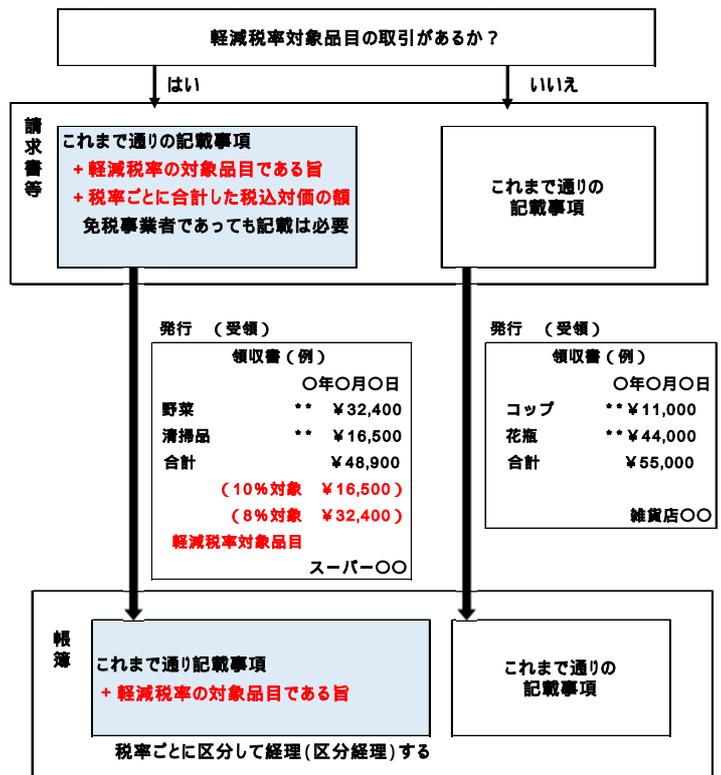


請求書等保存方式と区分記載請求書等保存方式との違いは、次のとおりです。

	請求書等保存方式	区分記載請求書等保存方式 1
請求書等	請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引内容 対価の額 請求書受領者の氏名又は名称 (相手が不特定多数の場合は省略可能)	左記 ~ に加え 2 軽減税率の対象品目である旨 税率ごとに合計した税込対価の額
帳簿	課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引内容 対価の額	左記 ~ に加え 軽減税率の対象品目である旨

つまり、区分記載請求書等保存方式が始まると、**軽減税率対象品目の取引がある事業者**は、次のフローチャートのとおり、これまでの記載事項にプラスした請求書等(以下、区分記載請求書等)の発行や区分経理が必要となります。

< 区分記載請求書等保存方式下での請求書等・帳簿の記載 >



また、消費税の課税事業者で仕入税額控除の適用を受けるには、上記の請求書等や帳簿の保存が必要です。

1 現行と同様、3万円未満の少額取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、請求書等の保存は求められない。

2 の記載がないときは、交付を受けた側が追記可能。



裏面に続く

2. 区分経理(記帳)

区分記載請求書等を基に帳簿等に記帳する例を、確認しましょう。

軽減税率対象品目である旨の記載は、右例の「」等の記号の記載+記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする他、税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。下記(2)も同様。

(前読) 会社名：農ヶ岡商事㈱、経理方法：税込み、課税期間：平成31年1月1日～令和元年12月31日

(1) 発行した請求書等の控えを基に、帳簿等に記載する例

【元帳】		売上	
2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 11	掛売上 徳東京商店 日用品		22,000
	食料品 ※		21,600
	掛売上 徳埼玉商事 日用品		16,500
	食料品 ※		32,400
	※ 軽減税率対象品目		

納品書兼請求書(控) NO.45		納品書兼請求書(控) NO.46	
2019年11月11日		2019年11月11日	
徳東京商店 御中	紙コップ 550円	徳埼玉商事 御中	紙コップ 2,200円
	牛肉 ※ 5,400円		牛肉 ※ 10,800円
合計	43,600円	合計	48,900円
(10%対象 22,000円)		(10%対象 16,500円)	
(8%対象 21,600円)		(8%対象 32,400円)	
※ 軽減税率対象品目		※ 軽減税率対象品目	

(2) 受領した請求書等を基に、帳簿等に記載する例

【元帳】		仕入	
2019年 月 日	摘要	借方	貸方
11 18	掛仕入 徳静岡商店 日用品	55,000	
	食料品 ※	75,600	
11 19	仕入 徳山梨商店 日用品	88,000	
	食料品 ※	64,800	
	※ 軽減税率対象品目		

請求書 NO.32		領収書 NO.15	
2019年11月18日		2019年11月19日	
徳ヶ岡商事㈱ 御中	紙皿 5,500円	徳ヶ岡商事㈱ 御中	割り箸 2,200円
	コーヒー ※ 16,200円		鮎魚 ※ 54,000円
合計	130,600円	合計	152,800円
(10%対象 55,000円)		(10%対象 88,000円)	
(8%対象 75,600円)		(8%対象 64,800円)	
※ 軽減税率対象品目		※ 軽減税率対象品目	

売掛金と買掛金を相殺  
領収書に収入印紙は必要か



金銭を受け取ったわけではないので、印紙を添付する必要はありません。

お仕事カレンダー	
10月10日(木)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限 (9月分)
10月31日(木)	8月決算法人の申告・納税、2月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・5月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

取引先への売掛金と買掛金を相殺しました。領収書には、「上記金額の売掛金と相殺しました」と記載したのですが、収入印紙は必要ですか。

売掛金と買掛金を相殺する旨の領収書には印紙の添付は不要です。

受け取った金額が記載された領収書には印紙を貼らなければなりません。しかし、売掛金と買掛金の相殺は単に売掛債権の消滅を示すものであって、金銭の受け取りを示すものではないので、相殺の事実を証明するために作成する領収書は収入印紙の対象ではありません。

なお一部の金額については相殺として、残りの金額を金銭で受領したことを示す文章は、相殺部分が明確に記載されていれば、差額だけが課税対象となります。



(出典：納税通信)

お仕事備忘録



- 労働保険料第2期分の納付(延納申請した場合)・・・労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。
- 定時決定の反映と新しい保険料率による控除・・・定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。
- 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります・・・今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる日が異なっていますので、金額および発効日を確認しておきましょう。
- 年次有給休暇の付与・・・4月入社の新入社員の年次有給休暇は通常10月より付与されますので、忘れずに新入社員の年次有給休暇管理を開始しましょう。